

これまでの議論を踏まえたとりまとめの方向性（議長案）

【「給付付き税額控除」】

- 「給付付き税額控除」の将来像については、「将来的な方向性について」（令和8年6月10日資料）を踏まえ、継続して検討を行う。
- こうした将来像を見据えた上で、諸外国と比較して純負担率の改善が必要である中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じ、所得に応じてこれまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じて就労促進を図ることを目的として、これまで有識者会議及び実務者会議で議論を積み重ねてきた、「所得に連動したきめ細かな給付」を行う新たな制度を早期に導入することが望ましい。
- ただし、公平性などの観点から世帯のうち配偶者の所得を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となるため、この新たな制度については、必要な環境整備に取り組むことを前提として、令和11年度に本格導入することとする。

【本格導入までの「つなぎ」】

- 「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入までの「つなぎ」として、中東情勢を背景とした足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、飲食料品に係る消費税率を1%とする。
* あわせて、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。
- あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、上記の新たな制度の本格導入に向けた先行的な取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」を令和9年度に導入する。
- これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。

「給付付き税額控除」

飲食料品に係る消費税

令和9年4月1日 税率を1%に引き下げ

令和9年秋頃 「所得に連動したきめ細かな給付」
先行導入 (飲食料品に係る消費税1%相当分)

- ・ 配偶者の所得勘案による一定の例外措置なし
- ・ 子育て世帯への配慮 (15歳以下)

令和10年秋頃
給付付き税額控除 (先行) (2回目)

令和11年秋頃 「所得に連動したきめ細かな給付」
本格導入

- ・ 配偶者の所得勘案による一定の例外措置あり
- ・ 子育て世帯への配慮 (18歳以下)

令和11年3月31日まで

* 「給付付き税額控除」の将来像については、「将来的な方向性について」(令和8年6月10日資料)を踏まえ、継続して検討を行う。